



鐵衛會社規則



114
A2856



會社規則目錄

第一章

會社を建る趣意

第一條より第七條に至る

第二章

社中借財

第十條より第十六條に至る

第三章

株譲り渡しの法

第十七條より第三十二條に至る

第四章

株券を失ふ時の取計

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

京都府

京都府

第三十三條より第三十六條に至る

第五章

會社諸掛并事務

第三十七條より第三十三條に至る

第六章

利息益金税金

第六十四條より第六十八條に至る

第七章

財本呼高

第六十九條より第七十六條に至る

第八章

株没収の事

第九章

株金利息拂方

第七十七條より第七十九條に至る

第八十條より第八十三條に至る

第十章

益金割合

第八十四條より第九十三條に至る

第十一章

報告

第九十四條より第九十八條に至る

第十二章

會議

茅九十九條より茅百二十六條
至る

第十三章 統取集會

茅百二十七條より茅百二十九條
に至る

第十四章 勘定

茅百三十條より茅百三十八條
至る

第十五章 檢入

茅百三十九條より茅百四十四條
至る

第十六章 帳面圖書

茅百四十五條

第十七章 規則改正増減の法

茅百四十六條茅百四十七條

會社規則

第一章 會社を建る趣意

第一條 此社を結ぶの趣意を内外の民は往來或は荷物運送の便利を得せしむる國の公益を興し社中を因て其利益を得る為なり

第二條 此社を名けて大日本關西鐵道大會社と云ふ遍く日本關西の鐵道を造り蒸氣車を通行せしむる義よりて其事業を先づ

京 者 所
撰州大坂より越前敦賀に至るの線路を開
くを以て始とす

第三條 此會社も鐵道建築の入費金を割賦
して出さしめ鐵道の株券を渡し以て社中
を定むる法ホして既よ日本大政府の允准
且保証を得多り

第四條 鐵道の入費ハ其道線の長きと短き
と平らふると驗もしきと川或ハ沼ふとの

有と無とホよ依て増減ありを實地測量の
上あらて之を豫め定め難しと雖も社中一株
の引受て出すべき割合ハ各百圓を定め
り乃チ金百圓を出せも鐵道の一株持主と
かり社中よ加入せられ追て其利益の割合
を受る事と心得へし

第五條 株金の割高を出す事を引受て株持
主とかり社中よ加えらんと欲せし者ハ証

一人を立左小掲け、乃雛形の如く証書を
整へ會社より出す可し

證

一金百圓也

但鉄道會社壹株之割金高也
内拾圓ハ此度納濟請取證書取置候事
右之通別請申以残り九拾圓金ハ追々之布
告應之無相違可差出以万一違背之節

又會社規則通取計相成以而異論無之
為後證如件

明治何年
何月何日

何縣管下
何郡何村
何姓何某(印)

右之通相違無之依而致證印也

日
證換人
日
郡何村
何
誰(印)

會社宛

第六條 右の通り株を引受とる人ハ即鉄道
會社の社中よして出金の利息と追て汽車
運送の利益を受く可き人ハ此を會社の帳
面ハ其名處証拠人の名處引受とる株數年
月日を記し且頭取ヨリ左の通受取書を渡
す可し
但株の金高を残りす納めし上ハ株券を
渡す可し

請取證書

一金拾圓也

但鐵道會社壹株之金高百圓之内

右之通請取申ハ残り八拾圓金請取方其
外都而會社規則之通取計可申ハ皆納
之上此請取證書株券を引替可申ハ以上

明治何年
何月何日

日 何月何日
日 何月何日

日 弁理人

誰

名宛

誰

第七條 株を引請て會社へ加入ししるその

も此鐵道小付ての損益ハ社中と共小共

第八條 株券一枚を數人合儀よて所持する

者も其内一人の名前を會社へ書出せる可し

譬へも百圓の株券一枚を十人よて所持する

るよ各金十圓を出し十人合儀よて百圓と

する其内一人の名前を會社へ書出せる可し

之を名けて株名前主と云ふ

第九條 株券を渡し社中を募る年月を違く

共鐵道落成の時迄を限とせる可し此期小至

里株券残らぬ渡し切るおと能とせる時其

會社仲間よて引受る共或も其残り大の元

金を減少せる共社中會議の上決定を可し

第二章 社中借財

第十條 社中のこの會社において借財を以る事其持株を質物とするの外を許さ其高き其株より既ふ納めたる割金十分の七を過ぐなうべし

第十一條 此貸金を頭取の思慮を以適宜の利益を納めし豫備金を收入し

第十二條 右の借財返納の期限六ヶ月を

越ゆべし

第十三條 社中此借財を与人と欲るものハ左の雛形の通り證書を祇王證據人の調印を請け株券又其株金請取證書小副へて會社へ出さるべし

借用金證書

一金幾圓也

此利月別何程

此質物鐵道株幾株何番
或六株金請取證書何通

右之通借用候處實正也返納之儀も来儿

何月何日利足相添無滯可致返濟且又

呼金之儀、此株質入中、之里共其度、

無相違可相納以萬一元利呼高等不納

之節、規則之通株筋没収相成候而毛

聊異論無之、依而證書如件

何府縣管内

何國何郡何村

年月日

何、誰 (印)

右之通相違無之候依而致調印候也

證據人

何府縣管内

何國何郡何町

日

何 誰 (印)

會社宛

第十四條 右の通り借財の為め小株券又
 其株の割金請取證書を差入質物とせしむ
 時々の呼高ハ矢張り其株主より出さしむ
 るふり尤會社小てハ株券又ハ割金請取證
 書を質取取る小付てハ其預り證書を渡し
 置く及し其離形左の如し

預り證書

一 鐵道株幾株

何番
何番

或ハ鐵道株割金請取證書何通

右金何圓之質物トシテ預り置候處定
 正也追而規則之通元利返納ト上ハ列
 替可相渡候其節此預り證書ヲモ返却
 可有之候為證如件

関西鐵道主線大會社
 總取

年月日

何誰印

同差配人

何誰印

名宛

第十五條 右の借財を為しつゝあるもの返済期限小至れども是を返済せざる時は其質物として差入らる株を没収すべき趣を頭取

報告書一

第十六條 借財株主右の報告を請ても尚返済をさるべきを直小其株を没収し其趣を布告を可し

第三章 株譲渡ノ法

第十七條 此株券を素より買賣勝手次第これ日本國中何れの支配小属する者より共素より差支なく之を所持するの理ある

可し然れ共其株名前を改るふ左の法則
ふ従ふ可し

第十八條 株券の賣買を勝手ありと雖も統
取發起人其外諸掛の面々を統統取と取締
この聽届を得るふ非れを之を賣渡す可ら
す書入質入小致す可ら

但統取取締人亦此談しを聽くと雖も社
中の人負充分小して株券を残りす渡し

切了迄之を許さるを可とす

第十九條 株主若し其株を他人小譲り又ハ
賣渡さんと欲するよを先づ其引受人の名
を統取小告げ而して其株の正價と其受渡
しの事とを記し多る書面を整へ調印し証
拠人の証印を受双方より之を差出さし
統取不都合なしと思え、之を許して可か
る

京 都 府
第二十條 既ニ其株を譲リ或ハ賣ルルハ其
決定して其場合ハ至リ之を譲ラセ他ハ其
模様を變ル等の場合ある時ハ統取之を拒
むの權あり然レ共若シ其引受人強テ其讓
渡を乞フ時ハ會社利益の爲其代價を統取
自ら極免テ可キ

第二十一條 都テ株讓渡の書付を會社ハ出
す時ハ統取檢人辨理人立會人名帳を改免

株名前の付替を為ス可シ

第二十二條 株讓渡一の節會社ハ出書
付雛形左の如シ

鐵道會社株讓渡之事

一 鐵道會社株幾株 何番
何番

但我等名前ニ割金高之内何圓納濟
何年何月何日會社請取証書有之

或ハ
割金高皆納

此代價 金何圓也

右之株此度何國何郡何村何之誰正書面之代價在賣渡申以然為尔在以後右何某名前改替相成異論無之且此株付他之故障決而無之以為後証如件

何ノ何年

一管下

何月何日

何國何郡何村

何姓某

印

右之通相違無之以依而致調印候也

同上

証據人

何

某

印

會社名宛

欽道會社株讓り受之事

一 缺道會社株壹株 何番

但何國何郡何村何誰名前割金高之内何十圓納濟何月何日會社受取書有之

或、割金高皆納

此代價 金幾圓也

右之株此度書面之代價在引請申以然

上之以後我等名前改替相成残り割

高之出金其外諸事會社規則之通取計

相成以而異論等之以為後證如件

何年何月何日

何縣管下
何國何郡何村
何姓某印

右之通相違無之依而致證印候也

何年
何月日
証人
何國何郡何村

何 某印

會社宛

第二十三條 右の規則を以て株の譲りを受
ける人も會社の人名帳に署名して以後此
社中より而して此譲り渡しの趣を會社よ

り直に布告を

第二十四條 株主若し不幸にして其身帯を
分散せる事ありて株も其分散の員あり
るときハ前の規則に照準して取計ふ
但し其一株を幾人も分散し與あるとき
ハ其内一人を立て株名前主とせる事第一
章第八條の法の如し

第二十五條 株主會社に於て借財ある者其

株を他へ譲り或を賣渡さんと欲する共會社に於て之を拒むの權あり然れ共後の株引受人其借財を返辨すへきの証書を差出す時を統取の思慮を以て之を許せとも可あり

第二十六條 會社よて之別一冊の帳を整へ株譲り渡人名帳と標題し此帳に讓渡の次第を委しく記し置く可し

第二十七條 株を譲り渡す事と定例會議前三十日及び臨時會議を布告したる日より會議迄を差止む可し

第二十八條 然れ共其株主死亡せるや或は病氣よて人事を辨へざるや或は没落せるや或は重き罪科を犯して数年の罰を受るやの類を其相續人或は其引受人等が譲り渡す共又は代理人よて是を辨せるとも妨

あー

第二十九條 株主死去或は病氣又は事故ありて退身し其子幼弱あるり婦女あるりして株主の通義を行ふこと能たまらざる者其後見人又は受托人或は親族の内を立てて代理人となし是を執行せしむ先株主の譲渡しなき株を決して他へ改め移さず相續人を幼少ありても婦女ありても連綿其株主たる

可ー

第三十條 株主幼少又は婦女或は病氣ありて後見人受托人等を代理人として其株を通義を執行ふ者を追て其株主の自ら其通義を行ふことを得る時乃至て従前執行しし事を委しく告げ示を可し會社に於ても其株筋従前の記録を残り無く留免置追て株主或は其親族等の需めあるるときは是を

示す（一）

第廿一條 株主死去或を發狂等の事あらハ親族の者より速小會社へ報知す（一）姓名を改め或を住所を轉するの事も當人よリ速小報を可（一）此報知を遅く共三十日を過く可らば

第三十二條 此社小於ても株主死去を共証據なき遺言を採用せざるべし

第四章

株券を失ふたる時の取計

第三十三條 社中萬一株券を盗まるとり失ふるときは時を証拠人連名して速小其趣を其地の官廳及び會社へ届出布告を乞ふ（一）會社小於ても處々の新聞紙小にて是を布告し三ヶ月の間小其株券出さる時を改て株券を與ふ可（一）

第三十四條 此改めある株券ハ失ふある株

券とち番号年月お異ある可し而して其趣
を布告し其布告お失ふ多る券を取消の
趣をも書載可し

第三十五條 株券焼失の時七右の取計お同
し尤慥なる証人あれ七三ヶ月の間を經き
直し改め券を渡し其趣を布告可し

第三十六條 株券を失ふたるお付ての費用
を都て其失ふ多る株主より是を償ふ可し

第五章

會社諸掛り并事務

第三十七條

社中の本社を西京上第 區

町ニ在り常ニ此社の事を取扱ふを此處に
於て若其他諸府縣下にお分社を置き追て世
上にお布告可し

第三十八條 會社の諸掛を都て定例會議の
時入札を以て是を選舉をし其分課左の
如し

評議局人員并職務

總統取一人 株金の呼高を定め益金の

割合を論定し平常会社の便宜を謀り

諸掛を指揮し定例會議臨時會議及び

評議局の集議の事を幹理し即ち議長

たり

副總統取一人 掌總統取の準を

評議人 會社の取締りを司る

事務を許論を然れ共總統取の副總

統取の聽届を得られた事を決定する

を得る

事務局人員并職務

差配人 社中一切の事務を取扱ふ

とを總管す

辨理人 成規に依りて社中の事務を取

扱ひ諸規則を説明し入社を導き統取

及以社中及以諸掛小其規則を示し且
統取の差圖或は會議の決定より事
務の規則を組立て鉄道及び會社入用
の物品を需め社中の有金を融通し築
造方其外諸局への應接等を為し事を
掌とる

勘定方 都て會社の諸勘定貨幣の出
納を始とし成規に隨以受取

金証書を作る事毎月諸勘定
細書を作る事統取の差圖に隨以呼高
の割賦をたしを等の事を掌る

檢入 社中諸會計の當否諸入費の
辨給を詳しし諸掛の正邪勤惰を監し
出納の帳面を明しし冗費を減する事
總て規則を遵守せしむる事を掌る
但檢入ハ一社に代りて諸掛の勤向

を監察し出納の當否を統取差配人
に申達せらるを得れども其事を執行
するの權あり

書記方

社中の諸事會議の事件

録し報告日記等を作り約定書ヲ整

へ社中人名帳官廳の書付及び社中
又ハ他より差出せる後の証ふある
き一面を保持し且つ輯録する

事を掌とる

第三十九條 會社の内より一人を撰きて總
統取とあり又一人を撰きて副統取とあり又
六人を撰て評議人とあり尤も一人ハ下
俯に掲げしる通の株數を所持する人とする
可し

第四十條 會社の發起人總統取評議人等々
信を政府と諸人とし表をへき人あるを尤

の株数を所持せし

發起人ハ 百五十株以上を所持せし

総取扱差配人ハ 百株以上を所持せし

評議人ハ 七十株以上を所持せし可し

第四十一條 書記方勘定方等の者を其職に

適し者を雇入れ総取扱差配人并し評議人

の差圖を奉せしき者必し其株主に非せし

も可あり

第四十二條 發起人を會社諸掛の

と雖も定例會議臨時會議総取扱集會おし評

議人お參與して評議せし事を得し

第四十三條 辨理人書記方勘定方等を規則

と総取扱配人又し會議の差圖に依て事を

務む自己の独断を以て取扱を為の權あり

第四十四條 總取扱評議人差配人等をし任

の時其宿所姓名并し印鑑を添へ外同役の

添印を加へて府廳并小鉄道寮へ出さし

第四十五條 総統取差配人評議人辨理人ハ

上任の時小於て誓詞を書き凡そ会社の為

み心を尽し一点も私慾を挟まず若し之小

背りたる若干の罰金を出さしき旨を約し慥

ある受人兩名以上を立つし

第四十六條 勅定方書記方の如き社中小非

る者ハ慥ある受人兩名以上を以て其旨元

を引受し惣若し誓ふ背りたるとあらば罰金

を出さし可き旨を約し置く可し

第四十七條 会社出納其他の事務を總統取

り評議人小謀り悞議の上差配人小命を

可し

第四十八條 辨理人を實際の取扱を専任す

と雖モ總統取の許可なき事を施行す可らん

第四十九條 勅定方書記方を差配人の薦挙

小依て總統取之を命を可し

第五十條 会社辨用の為め一、二の約條を結ぶの權を總統取差配人又其弁理人又其本社より委任の人非しを決してある可らざる然りと雖も弁理人を特に本社命令より反し約定を結ぶの權あり

第五十一條 會社より受取る可き金錢物品を都て頭取差配人或其辨理人又其會社より

委任の人非れし之を受取る事を得而して勉めて速く之を會社に納む可し

第五十二條 會社よりの拂金を都て五十圓以上の高き時其記帳を總統取差配人檢人辨理人皆調印して提出すべし

第五十三條 會社の平常の諸務を皆總統取差配人にして是を處置を可し尤重なる事件を會議を経て行ふ可し

第五十四條 社中出金の取締り及差配人之
を掌り社中の都合を謀り時々事を評議を
するを評議役之を掌る金銀の出納を差配人
の命に随ひ勘定方之を掌る

第五十五條 会社の有金を聊く共差配人
辨理人其外一己の爲に融通するを許さん
若し之に背く片を一倍の罰金を出さしめ
其株を没収す

第五十六條 会社が遊金ある時を他人へ貸
渡し其利息を収む尤統取評議人等聴届の
上差配人は是を処置す可し

第五十七條 会社に関する事件を悉く書付
を以て證となす可し些細の事々を共空言
約定をなすへん是を爲す者あり共決し
て採用せざるあり

第五十八條 会社に関する事々大小とも會

社の称号と自己の姓名とを用ゆ書状の往復も同様多々即ち関西鐵道大會社何の何某と記さあり

第五十九條 都て會社の証券ふる紙を

用以報告廻文等も社名印刻の罫紙を用ゆ可

第六十條 社中の者一己の利益の爲め社中
小告きて社中の名を假り金銭を借り或

を商業を爲すたとを許さん若し背く者も
贖金として其株を没收し若し社中の者其
事を知あらし黙して是を告ぐる者も亦其
十分一の罰金を出さむ

第六十一條 差配人其外若し他方へ金銀を
相渡し其受取の証紙を爲す可き者無きも
又その他小信を表せる証紙なき時其取扱
ふる者是を償ふべし

第六十二條 統取差配人其外諸掛の者依怙
を構へ益金割方其外小偏私ある小於て
其私を為しとる金高の一倍を償金として
出さしむ

第六十三條 会社よりの布告又と合議の時
若し意小違せし事あらむ速に討論し何
れも會得せざる迄幾度も押返し事公正小歸
せざるを務必可し其時と異議を立去して他

日事を取行ひし後小至り兎や角と排後と
る等の事ある(うらむ)

第六章 利息益金税金

第六十四條 鑛道の造営と會社加入人の株
金の高百萬円小盈るを目的小始む可し其
建築と工部省鉄道寮小依頼せし而して其
需用小應して財本を拂ひ出さる事を統取差
配人の差金小隨以辨理人是を取扱ふ事

第六十五條 此鉄道を會社して其建築其外
の入費を出るを以て成功の上汽車運轉の
日より九十九年間を會社の所有として其
益金を受るあり

第六十六條 前條の年限を過るの後を政府
の所有に歸するを以て最初会社の元金を
以て入費を払出す共汽車運轉の日迄を其
利息毎年七朱を政府より會社へ受け汽車

既ふ運轉して其益金にて諸入費を引去り
餘金七朱の利息に盈らざる時を尚政府よ
り其不足を補ひ七朱の利息に盈らざる可
しとの保証を得るあり

第六十七條 上文の如く利息金の不足を政
府より補ふと雖も此鉄道九十九年の後を
政府の所有に歸するを以て會社の利益増
盛の時に至るとも是を償ふに及たざるあり

五

第六十八條 此鑛道及びハステーションの地
その他の官道を同一く地稅ある處と無し然
れ共益金の内諸入費利払等を引去り尚一
割以上の利益ある時其利益何分の一を
汽車稅金として毎年政府へ納む可し

第七章 財本呼高

第六十九條 会社の財本を株毎に引受て出

金を可き割高にして即一株百圓の割金を

す

第七十條 株主の出金を但し其を建築方よ
り入費受取方達への度又其會社にて入用
の度毎に其高を統取適當の見込を以て株
小割付布告を可し是を呼高と云九一株小
付並て定額所の割金百圓の高に過く可ら
ず

第七十一條 右の布告ふを來る何月何日迄
ふ出金を本社或は分社又は何某へ納む可
しと書載せし其期限を布告を發しし日
日より少く共二十日の日間ある可し

第七十二條 社中右の報告を得れば其株
金の呼高を違背なく統取の指圖通りふ納
む可し統取より此呼金を發する其高決
定の上を為す事と心得可し

第七十三條 社中の好ふ因て呼高の外其株
金の全高又は其幾分を先払いする者ある
時を統取の意ふ應し之を受取可し此の如
き先拂ひの全金或は呼高ふ過る分を矢
張り其割合を以て會社より其利息を払ふ
可し

第七十四條 社中若し定免する日限ふ其呼
高を納めざる時を其納金の済む迄の間

利息を其納金の割合を以て償せしめ且此
未納の付ての費用と呼高とを併せて與ふ
何日迄の残らざる納む可しと統取より報告
せ可し但其利息を一ケ年百分の十を過き
ず此利息と費用とを未納の款よりして起
る可し

第七十五條 右の報告は定めたる日限あり
尚是を納めざる時其株を没収せ可き旨

を再び報告す可し

第七十六條 社中若し右の報告は服せざる
時を統取直し決議して之を没収せ可し

第八章 株没収の事

第七十七條 株を没収せざるに没収の證書
を作し統取兩名調印し辨理人之小奥印を
而して是を社中を示し且事務局の帳面を
留め置あり

第七十八條 没収の株を会社が屬する者と考ふ可し是れ於て評議局の承知に依て或る之を賣り或る預け置とも可あり但其法より於て最危険の場合ある時を然らん

第七十九條 株を賣り或る没収の扱より起る所の残金此金を諸入費の差引残あり及び其株に付ての割合等々豫備の財本と為可し

第九章 株金利息拂方

第八十條 株券の利息を一年七厘と定め一株五分付秋冬兩度割渡可し

第八十一條 株券の利息を毎年兩度政府より是を一纏ふて府廳を経て會社へ渡り方小相成る可し會社に於て其帳面を開き人名帳の番号金高年月等を委く引合せ差支なく之を株主へ割渡可し汽車運轉を始せし後七厘不足の補ひ金を渡

を亦此の如し

第八十二條 株券の利息を割金を納めたる時より加ると雖も之を払以渡す事を明治七年七月より始む可し

第八十三條 毎年兩度利息拂渡し前會社仲間の人負増減株數の多寡總統取并諸掛の姓名等委く書記し府廳を経て政府へ差出可し

第十章 益金割合

第八十四條 鐵道既ふ成就し汽車を通行し旅人の往來荷物の運送を始め汽車の乗切手を賣出し借一年の出納を計り彌利益あるの期に至らば諸入費税金利拂等を差引き其餘を益金として株主へ分配するを是を割合と云ふ

第八十五條 社中へ益金を割渡すを統取

株の割金に應じて配分の法を定むる會議を経て社中承知の後、渡す可し

第八十六條 鐵道の益金より右の割合を定むる前、統取自分適宜と思ふ次の高を引除け、置豫り、臨時の補ふ備可し、即ち割合の不同を平均を以て為免、或は鐵道の入費又は会社の雜費の為、左に右引除けたる豫備金を、統取是を預り、置此趣を勘定明細帳に

記し、又布告し、及ふ可し

第八十七條 割合を鐵道の益金の外に拂ふ可らず

第八十八條 社中より納む可き株金の呼高を割合より差引く事も有る可し

第八十九條 株持の社中若し會社に借財ある時、其株に拂ふ可き割合を以て、其借財に償ふべし

第九十條 入籍せざる株持主に屬する割合
を株主の入籍定る迄其割合其終ふて置
可

第九十一條 既に相定めたる割合の事を下
文の法を以て各社中小布告せしむる布告の
後三ヶ年の間需要せざる割合を都て会社
の益に供せん為免脱取之を没收せしむる
第九十二條 割合を都て會社に預置とも

利息付く可らず

第九十三條 利息又を益金を割渡を事本
社と各地の分社とて渡す可

第十一章 報告

第九十四條 此鐵道會社を毎月報告を出し
會社仲間人員の増減株數の多寡并仲間
の姓名等を委しく書載せしむ

第九十五條 右每次の出入を報告を鐵道新報

と標題して印刻し番号を以て摺出さ可し
尤政府に差出さる社中へ配達さるも皆之
を用也

第九十六條 社中への報告を其住所の方角
に依り五人以上二十人迄を組合せ置其内
にて年番兩人を立報告書を郵便或は飛脚
屋に托し右年番へ向け差送るべし尤其封
内にも残らす連名さるも付其連名の人へ

右年番より廻達さ可し分社ある地も分社
にて送る分社より年番へ送る可し

第九十七條 一二の社中隔るる地も居住
の者へも直し其名宛にして報告さへし
第九十八條 右報告到着されし即日其到着
の趣を返答さ可し

第十二章 會議

第九十九條 社中の諸事を相談さるる為毎

年一度大會議を設く可し是を定例會議と
云第一定例會議を今より十ヶ月の内、京
都に於て取設く可し其期日を統取決議の
上追て三ヶ月前に布告可し

第一百條 第二定例会議より其時日を第
一會議の時社中の差圖に從ひ定む可し若
し其差圖おきよ於てを統取の差圖に應
し毎年同時に是を設く可し

第一百一條 定例會議にて取扱ふ可き事件は

如し

- 一 統取の示す事を受けて是を参考決断
する事
- 一 入札を以て統取差配人評議人辯理人
檢人等の撰舉を定る事
- 一 統取の取計方を評議する事
- 一 統取及び諸掛の事務を改る事

一 統取及び諸掛の月給を定むる事

一 會社の勘定を改る事

一 会社の勘定を評議する事

一 割合を論ずる事

一 社中の形勢を報知する事

第百二條 右に掲げある條例の外を定例會議によつて取扱ふ可らむ其他の事件を臨時會議の事務と心得可し

第百三條 定例會議に於て評議すべき事の外に若し事起る時を統取する廻文或は書付を以て評議を可き事實と日限と所となし社中小報告し不時に會議を設く是を名けて臨時と云ふ

第百四條 臨時會議は社中十人以上の申立書を以て統取之を適當と思ふに於て之を設く可し

第百五條 社中より臨時會議の爲免差出を願書をよく其會議の旨趣を明し而して之を會社書記局に托す

第百六條 右の願書に於て統取の意に應じ所と時とを定免以て臨時會議を許さるるに在り尤其二十一日前日より二十一日間但右願書を差出したる日より二十一日間よ在り尤其二十一日前日より二十一日間多時を株持の社中俱ふ自から其會議を以

けて可なり

第百七條 臨時會議に於て評議を可き事件を其旨趣の報告あるに非れを然らす

第百八條 都て會議の面々を會日の前日六字迄の會場へ名札を出す可し其名札に住所姓名及び姓名の上の持株の数を書記を可し他所より來り會する者を當地の旅宿をも書記を可し但代人を以此會議

小差出た者を其株主断り書をも同時子同
場へ差出た可し

第百九條 會日の前日夕六字迄は会場へ名
札を出さざる者を其會議に加えらざる者
と見認む尤其會議にて決定する事件に付
て異論ある可らむ

第百十條 會議の時間を朝第六字より晝十
二字迄を限るとは朝第八字迄は前日名札十

出たる人数三分の二參集せざる時は其
日の會議を解散し翌日と延ぶ翌日の時間
も亦斯の如し事務未決にて日延ぶは會議
もても都て時間小於てを替る事あり

第百十一條 大會議定例會議臨時會議何れ
も事務の未決は臨み之を日延ぶるの權を
會長に在り

第百十二條 然れ共右未決の事務の爲は日

延—多其會議ふ於ても其未決の事務の外他事一切評議を可らす

第百十三條 會議ふて決定—る事を會議不參の社中へ報告を可—

第百十四條 統取局の會長たる者を定例議ふても臨時會議ふても其各大會の議長として其會を幹理を—

第百十五條 定例會議或も臨時會議何れも在ても議長の不在或も之ふ臨むとを拒むの場合あるふ於ても衆會の選不應—現在の評議人一員を推—て議長とす且又評議人此ふ在りず或も之ふ臨むとを拒むの場合ある時を衆會の一社中を推て議長と為さしむ

第百十六條 會議事務の手扱を定例會議ふ在ても臨時會議ふ在ても之を本帳に記す

而して衆會の議長之に調印を然れ共右衆會の後三十日右の調印を怠り或之を拒むの場合ある時に入札を可き現在の社中三員之に調印を可し而し調印ある帳面の外他其事務の証拠ある可し

第百十七條 都て會議にて決まる事件其入札の多少或る同意の多寡を定むるも皆株數を以て算を可し譬へて百株を一人として

所持する者の入札を百人の入札に當る者若し株數として入札の異同等分ある時人数の多き方に決す

第百十八條 定例或る臨時會議の時決断する事件を是を帳面に記し其同意の者は調印するあり是其事件の證據と爲可し

第百十九條 株主若し幼弱或る狂氣として人事を辨へざる者を後見或る引受人或る又

京 者
婦女ある時を其親族受托人等代理人として
て右社中の株を付其會議に加入する事能ふ
可し

第百廿條 各定例會議に於て統取將を退ん
とせしむる場合起る共其會議解散の後退
可し

第百二十一條 定例會議或は臨時會議に臨
む會議既に終了統取既に其席を去りしむる

後を瑣々とする事件にても決して論を可ら
す

第百二十二條 統取其外諸掛の交代を定例
會議にて決す若し關員ある時を是ら爲し
臨時會議を設る共可し

第百廿三條 總統取副統取る三ヶ年おいて
交代を尤第一交代の時内一人を留め尚一
年の間連任せし免後と迄も右を準して兩

人共一時に交代するの妨無らむ尤適當
の人物ある時を皆連任又再舉ふ預るあり
第百廿四條 第一の定例会議より選舉せら
れし評議人及び辨理人を第二定例会議
より各筆頭二人交代せし第三定例会議
より其次の二人交代せし往々順序此の
如く交代せし然れ共其評議人適當の
人物ある時を連任或る再舉ふ預るあり

第百廿五條 統取選舉の爲め設くる会議は
於て其交代の統取其選舉不適せたる時ハ
其衆會を次週日中まで日延せ今若し右の日
延しより次週日間の会議に於ても矢張り
其選舉不適せたる者無きハ於ても免角先
の儘よりて明年の定例会議の發會迄其人
をして連任せしむ以後左様の時を以つて
其仕方よ准す

第百二十六條 諸掛の月給を定むるの會議
の時、限る可し

第十三章 統取集會

第百二十七條 統取評議人の時、集會して
事を議せ可し、是を統取集會と云ふ。此集會
を臨時會議を設る爲め、或る時宜し依り定
例會議をも延引たる爲め、或る会社の
事件を扱ふ規則の是非を論じ、或る適宜の
思案を以て會議の順序を立る事を評議せ
可し

第百二十八條 統取集會に於ても其時、集
會の議長を擇ぶ可し。若し其議長其選ぶ中
る者無く又も其時在らざる等の場合ある
時、其集會に在る評議人一員を推て議長
と爲さしむ

第百二十九條 統取の集會に臨み議長既し

其集會の終りを示し其席を退き一後を一切事件を論じ可らば

第十四章 勘定

第百三十條 總統取差配人評議人を都て諸件の正算を明細に知るべし

第百三十一條 會社の加入人及び其納金等々毎月報告書を作し府廳を経て政府より出

可

第百三十二條 府廳より官負を遣すれ右諸正算の検査ある時を諸帳面類残りす持出

具き其検査を受く可し

第百三十三條 勘定帳の類を都て會社の事務局に保藏す會社集議の爲め吟味せしき場合ある時を是を開き社中をして點檢せ

可

第百三十四條 前年の出納表を翌年正月中

子是を編製出版—社中ニ布告—且會議の時ニ是を持出可—

第百三十五條 毎定例會議の十四日前ニ年々の勘定書と勘定表とを勘定方より檢人ニ渡可—

第百三十六條 檢人ニ右の勘定書と勘定表とを勘定方より受取—且七日の内ニ之を檢査—以て統取ニ納め統取檢人と共

ニ會議ニ持出可—

第百三十七條 右の表を最も見易き様ニ順序を立収納の高費用の高月給等を詳ニ區分—且其損益差引を顯可—若—莫大の入費ある處を別ニ其訳を認免添可—

第百三十八條 右表の摺物を會議の前ニ配當可—

第十五章 檢人

第百三十九條 勘定を検査する事を検人の任する毎年会社の勘定を検し以て勘定表乃明細を決す

第百四十條 第一の検人を統取是を撰舉し第二の検人を定例会議より社中是を撰む

可し
第百四十一條 社中の撰定せる検人虧けしと時を統取是を補ん為臨時會議を設く

可し
第百四十二條 検人より各勘定表一枚を與ふ可し然して其勘定表并小勘定書類を検査するあり

第百四十三條 検人より會社に保藏せる書類目録を與るあり入用ある時を会社の書類及び勘定書類を見る事を許さる可し

第百四十四條 検人より者を統取差配人其

他諸掛を檢察せし共可あり

第十六章 帳面圖書

第百四十五條 會社は左の諸帳面を備へ置へ

社中人名帳 此帳ハ株主の名前本管轄

の府縣住所株数同番号加入の年月日澄
扱人の本管の府縣住所名前等を記し株

主證扱人とも調印あるへ

株金受取帳 此帳を株主名処株番号記

扱人名処を記し加入の時受取る株金の
内高より始免追分の呼高を受取り事具
年月日等洩れ無く記せらる

利息拂渡帳 此帳を株主へ其株金の利

息拂渡の事受取人の名前其年月日等を
記せらる

御下渡利息受取帳 此帳を政府より下

京 都 府
け渡り相成る株金利息を受取たる事を
記すあり

元金拂渡帳 此帳を社中より受取し株
金を建築方其外へ拂渡したる事を記す
あり

鑛道備金帳 此帳を汽車運送を始め其
上り高を日々記すあり

鑛道諸入費拂渡帳 此帳を汽車運送を

始め其備り金を以て拂い渡す諸入費を
記すあり

鐵道益金分配帳 此帳を汽車運送の備
り金を以て諸入費を拂ひ其餘る所を以
て益金とし是を總株主へ其株高に應じ割
り渡す勘定帳あり

鐵道税金上納帳 此帳を汽車運送の上
一割餘の益金ある時より税金上納の規

則ニ付其税金を上納の度ニ記すあり

會社諸入費勘定帳 此帳ニ會社取結以

テ付テの諸費用諸掛月給會議入費等
残り記し追テ汽車運送備り金を以テ
償ふべき勘定帳あり

毎月勘定明細帳 此帳ニ會社諸入費鐵

道建築入費株金呼高の収入汽車運送備
り金益金配分の員数亦残りす勘定し毎

月此帳を調へ即社中へ布告すべきもの
なり

没収株入金帳 此帳ニ株主不都合あり

テ規則を以テ其株を没収せられたる
収入しる株金を流れし相成没収せら
れし元株主へ返さふ及らん會社不備
るものぬれを是を記し置あり

没収株付取帳 此帳ニ没収株の番号没

収せられし人 名年月日其株の既納
め一 株金等を記すぬと九株を没収せし
て社中人名帳を除き此没収帳に書入る
るれ又此没収株を再い賣る時其趣
を布告して最前の番号を以て後の買主
名處證人 名處其外法の通人名帳に載
せ此没収帳を除くぬ

株譲渡帳

此帳を社中其株を譲り渡す

り賣渡す時其趣を人名帳に記し最前
を改むる法なきとも其株筋の見易う
人為し此帳に其次第を委しく記すなり

代理人株筋勘定帳

此帳を株主故障あ

るり 幼少婦女病氣等して人事を辨へさ
るものた代理人其株の事を取扱ふ付
會社よるを都て此代理人に何も引合と
雖も追て株主自主の權を行ふとを得

る時、或は其親族等の乞ひある時、
其株筋の勘定を直示せしむべき為め別段
に此帳を設け委しく記し置る。

鐵道諸器概目録 此帳は汽車其外諸器

概諸用具を洩れぬく記をあり

鐵道地所付取帳 此帳は鐵道線ステーション

の地所等都て会社の鐵道に属した

る地面の長短廣狭坪數代價等を記し置

る。

鐵道地圖 此圖は後年の為境界坪數を

を測量し地所付取帳の副へ置るの如し

建築勘定書 此書は毎月建築方より廻

り來る勘定書を編集し置る。

會議録 此書は定例會議後臨時會議とも

集會人名會議決定の事件未決の事件等

都て其年月日の順序に隨ひ是を記し置

あり

諸掛進退録 此書を頭取を始て都て諸

掛の換舉退職等を委しく記すなり

御布告御達録 此書は都て鉄道の事及

ひ此會社の事ニ付官より布告達書或ハ

預書へ付紙めて下知不相成り一分をも

記し置たり

御届書控 此書は鐵道の事及ひ此會社

の事ニ付官廳へ届書差出しつゝ控り

報告録 此書は社中及ひ諸方への報告

并ハ社中及ひ諸方よりの報告返書等を

記すなり

條約書 此書は都て條約に關する書類

の寫を取て綴り込め後の記し備るもの

あり

往復書 此書は會社の事務に關しとる

往復の書翰類些細のものたりとも残ら
ざるに置くものあり

右の諸帳面ハ西京ニある大日本関西鉄道
大會本社ニ保藏するなり

第十七章

規則改正増減の法

第百四十六條

鑛道成就して汽車の運送を

始め此規則の外ニ尚取扱ふ可き事あるを

追て會議の時其規則を定む可し

第百四十七條

此規則を改正増減するに

ある時其會議を経て之を決し官廳ニ申出

許可を得たる上公告せしむ

株券

此株券ヲ所持スル人ハ攝及大阪ヨリ越前敦
賀迄ノ鐵道建築ノ入費トシテ書面ノ金高ヲ
出シ即チ大日本関西鐵道大會社ノ一員タリ
利息ノ儀ハ一ケ年七朱ト定メ出金ノ時ヨリ
加ルト毎モ是ヲ渡スルハ明治 年七月ヨリ
拂ヒ始メ七月十二月兩度ニ西京ニアル関西
鐵道大會本社或ハ各所ノ分社ニ於テ渡スコ

但株金ノ割高ヲ受取ルル十五日ヨリ後
ナラハ其月ノ利息ハ半月分タルヘシ

此株券所持ノ者ハ利息ノ外ニ追テ鐵道ノ
益金アルニ至テハ其益金ヲ割渡スヘシ

但此益金ヲ割渡スルモ毎年七月十二月
兩度タルヘシ

此鐵道ハ建築ヲ始メタル日ヨリ九十九年ノ
間ハ會社ノ所有タリ因テ利息益金等ヲ払渡

スレモ其所有中ノ期限ニシテ畢ル

此株券ハ日本國中何レノ管轄ニ屬スル者タ

リトモ所持スヘシ

此株券ハ賣買譲リ渡シ勝手次第タリト雖モ

其法ハ規則ノ通り双方ノ受渡シノ証書ヲ整

ヘ証拠人ヲ立テ調印ノ上本社ヘ差出シ其聞

届ヲ得テ受渡シヲ為ス可シ

此株券所持ノ者死去スルトモ存生中他ニ讓

リ渡シノ証書ナキニ於テハ決シテ他人ヘ移

サス其相續人ヲ以テ株主ト定ムヘシ

此株券所持ノ者ハ轉居或ハ政姓改名等ノ時

ハ三十日ノ内ニ必ス外社ニ届出ヘシ或ハ其

近方ノ分社ヘ依頼シテ届出ルトモ可ナリ

此株券ヲ失フタル時ハ速ニ其趣ヲ書キ記シ

其地方ノ管廳及ヒ本社ヘ届出布告ヲ乞フヘ

シ本社ニテ此布告ヲ發シタル日ヨリ三ヶ月

ノ間ニ出サレ時ハ改テ株券ヲ渡シ其失フタ
 ル株券ハ取消トナスヘシ
 株券ヲ焼失シタル時モ同断尤其証拠明カナ
 ルニ於テハ直ニ改メ株券ヲ渡スヘシ
 此鉄道大会社ハ明治四年十月五日大日本大
 政府ノ許可ヲ得テ創立シ此株券ヲ發行スル
 モノナリ

千支

大日本關西鉄道大會社

月日

總統取

何之誰 (印)

差配人

何某 (印)

京 都 府

